

会 員 規 程

一般社団法人 日本訪問看護認定看護師協議会

目次

第 1 条 (目的)	3
第 2 条 (会員資格)	3
第 3 条 (会員種別)	3
第 4 条 (入会手続き)	3
第 5 条 (入会金及び会費)	3
第 6 条 (会員の権利義務)	4
第 7 条 (変更の届出)	4
第 8 条 (除名)	4
第 9 条 (退会)	4
第 10 条 (会員の資格喪失)	4
第 11 条 (会員資格喪失に伴う権利及び義務)	5
第 12 条 (補則)	5
第 13 条 (改廃)	5
附 則	5

一般社団法人 日本訪問看護認定看護師協議会 会員規程

第 1 条 (目的)

この規程は、一般社団法人日本訪問看護認定看護師協議会（以下「本協議会」という。）の会員の入会及び退会並びに入会金及び会費等に関する必要な事項を定め、会員の地位の安定とこれに伴う会費収入の確保によって本協議会の財務基盤の確立を図ることを目的とする。

第 2 条 (会員資格)

会員は、定款第 5 条に定める通り、本協議会の目的に賛同して入会した個人および法人とする。

第 3 条 (会員種別)

定款第 5 条で定める会員の種別の通りとする。

(1) 正会員

公益社団法人日本看護協会が認定する訪問看護認定看護師の資格を有し、本協議会の目的に賛同すると共に、本協議会の維持・発展に協力する個人

(2) 賛助会員

1) 個人会員：本協議会の活動の趣旨を理解し賛同する個人

2) 法人会員：本協議会の活動の趣旨を理解し賛同する法人

2 上記 (1) の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

第 4 条 (入会手続き)

会員になろうとする個人又は団体は、本協議会所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得なければならない。

2 会員は、年会費を本協議会所定の方法により納入しなければならない。入会金の納入についても同様とする。

3 以下のいずれかに該当する場合は、入会を承認しないものとする。

(1) 第 3 条に掲げる会員種別の定義に該当しない者であるとき

(2) 入会申請書に虚偽の記載等があった場合

(3) 入会申込書提出後、一定の期間を経過しても入会金の納入がされない場合

(4) その他、本協議会が会員と認めることを不適当と判断した場合

第 5 条 (入会金及び会費)

会員は、下記に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

会員種別		入会金	年会費	有効期間
正会員		5,000円	5,000円	年度末(3月末)
賛助 会員	個人会員	5,000円	2,000円	同上
	法人会員	10,000円	一口10,000円～	同上

2 正会員及び賛助会員の会費は年会費制とし、原則として、本協議会の請求に基づき前納一括納付するものとする。

3 会員資格は、1年毎の更新とし年会費を納入していない会員は、会員の権利を行使することは出来ないものとする。

4 会員は年度会員とし、入会時期に関わらず毎年3月末を期限とする。

第 6 条 (会員の権利義務)

正会員は次の権利を有する。

- (1) 本協議会の社員総会における、各1個の議決権。
- (2) 本協議会の役員を選挙し、また役員に選挙されることが出来る権利。
- (3) 本協議会の事業に参加し、そのすべてを利用することが出来る権利。

2 会員は次の義務を負う。

- (1) 本協議会の定款並びにその他規則及び議決に従う。
- (2) 本協議会の会費等を納入する。
- (3) 会員の登録事項に変更が生じたときは、本協議会所定の方法により変更の手続きを行うものとする。

3 賛助会員は、正会員の権利・義務を有しないが、訪問看護認定看護師及び本協議会の円滑な活動・運営等に関し協働・助言・サポート等を行うことができる。

第 7 条 (変更の届出)

会員は、入会時本協議会に届け出た内容（氏名・住所・メールアドレス・勤務先・他）に変更が生じた場合は、速やかに本協議会が別途定める登録内容変更届を提出するものとする。

2 前項の変更事項の遅滞に起因する、本協議会からの通信途絶または誤配、不利益を被った場合でも、本協議会はその責任を一切負わないものとする。

第 8 条 (除名)

会員が、次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議（一般法人法第30条）により除名することができる。

- (1) 本協議会の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本協議会の名誉を毀損し、若しくは目的に反する行為をしたとき。
- (3) 会員としてふさわしくないと認められる行為をしたとき。

2 会員を除名にするときは、除名を審議する社員総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

3 除名処分を行う場合は、除名した社員にその旨を通知する。

第 9 条 (退会)

会員は、退会届を本協議会に提出して、任意に退会することができる。

2 前項の場合、会員が納入した入会金及び会費については、これを返還しない。

第 10 条 (会員の資格喪失)

会員は、次の各号の位置に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人または被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

第 11 条 (会員資格喪失に伴う権利及び義務)

会員が第 10 条の規定によりその資格を喪失したときは、本協議会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務を免れることはできない。

2 本協議会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第 12 条 (補則)

この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会において別に定める。

第 13 条 (改廃)

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。